

大会プログラム

第一回目（十二日）

午前九時 開会

№134
1983年9月刊
村落社会研究会局
事務局
愛知大学文学部
社会学研究室
豊橋市町畠町1-1
0532(45)0441



第三十一回

村落社会研究会大会 御案内

- 日 程 十月十二日(水)、十三日(木)
- 会 場 茨城県久慈郡大子町「ホテル奥久慈」
- 共通課題 「農政と村落」

(5) 午後
一三・〇〇～一三・四〇
（昼食）一一・四〇～一三・〇〇

松田 苑子 「農業技術変化と農家婦人労働」

(1)

高橋
行雄
善

「自治体・農協政策と村落」

細谷 昂、高橋正郎、大野 晃

（課題報告）（報告五〇分、質疑一〇分）

午 前

第二回目（十三日）

(1)	九・〇〇～一〇・〇〇	（終了後 散会）	（特別報告）	（2）	一〇・〇〇～一一・〇〇
司会	高橋 行雄	（課題報告）（報告五〇分、質疑一〇分）	磯辺 俊彦 「農政と村落」	（3）	一一・〇〇～一一・〇〇
（6）	（7）	（8）	（9）	（10）	（11）
浅野 慎一 「農民層の出稼と家族・村落社会の再編」	秋田県湯沢市下部落を事例とした実証的研究	西尾 純子 「兼業化の進展と農民生活の変容過程」	北木 和淳 「兼業農家の就業形態と農業経営」	一六・〇〇～一七・〇〇 総会	一三・〇〇～一三・三〇 午後
一三・四〇～一四・一〇	一四・二〇～一五・〇〇	一五・〇〇～一五・四〇	一七・〇〇～一八・〇〇 入浴、休憩	一七・〇〇～一八・〇〇 入浴、休憩	（昼 食） 一二・〇〇～一三・〇〇
（12）	（13）	（14）	（15）	（16）	（17）
一八・〇〇～二〇・〇〇 懇親会	一八・〇〇～二〇・〇〇 懇親会	（1） 東北地区研究会	（2） 東海・関西地区研究会	（3） 関東地区研究会および総括	（18）
（19）	（20）	（21）	（22）	（23）	（24）
（25）	（26）	（27）	（28）	（29）	（30）
（31）	（32）	（33）	（34）	（35）	（36）



〔報告要旨〕

大会会場等の御案内

(1) 大会会場 「ホテル奥久慈」

茨城県久慈郡大子町池田二三六九の三

電話 ○二九五七一一一〇六五〇

(2) 宿泊費等

宿泊費（一泊二食付） 七、五〇〇円

懇親会費（十二日夜） 三、〇〇〇円

昼食費 七〇〇円

大会参加費 一、〇〇〇円

(3) 大会会場交通は別紙の通り

(4) 大会事務局連絡先

茨城大学人文学部 東研究室

〒310 水戸市文京二一一一

電話 ○二九二一二六一一六二一

（内線 三〇二または三〇七）

(1) 幕藩体制支配と“ムラ”

—陸奥国信達地方の入り組み支配を中心として—

東北大学 長谷部 弘

陸奥国信夫・伊達地方（現在の福島県北部の福島市およびその周辺。以下「信達地方」とよぶ）は、近世期、多くの大名が本領・分領をこの地に置き、幕領をも含めて、領地（行政村）の複雑に分散錯綜した入り組み支配をみせていた地域である。このような入り組み支配は、江戸・大坂周辺、関東の旗本領などではしばしばみられるものといわれ、また、山形の村山地方、福島の磐城地方などにもみられるものである。

近世幕藩体制下にあって、一般に引きあいに出される領国的な一円支配と並んでこのような非領国的な入り組み支配が存在したのは、幕藩体制支配の本質ともいべき石高制にその根本的な理由があったということができる。太閤検地以降、全国的に統一された基準として農民の持高や家臣の知行をあらわした石高は、農民支配においては貢租・夫役賦果の基準であり、また、武家支配においては家格をあらわすものとして加増削封や転封政策の際の基準となっていた。徳川幕府はその初期より、

大名統制政策として外様、譜代各大名の転封改易政策をさかんに行なつたが、その転封の際に基準となるものは家格をあらわす「何万石」という石高であった。そうでなければ特定の一円知行的大名領国制を維持することができなかつたからである。結果として、転封に際しても家格を維持するために、本領の他に分領として数ヶ所にわたる飛地を持つような大名が出てきたのであった。

陸奥国信達地方は、山形村山地方などと並んで、このような飛地としての分領が多く集中した地域であつた。一六六四（寛文四）年の米沢藩創封によつて幕領となつた当地方は、以後、一六七九（延宝七）年に福島藩（本多氏）領支配を契機に、一円的な支配から、分散錯綜した入り組み支配へと、その支配の形態を変えるにいたつたのである。この地方を支配した藩（大名）は、以後、交替をくりかえしながら、福島藩（堀田氏）、福島藩（板倉氏）、下村藩（田沼氏）、白河藩（松平藩）、白河藩（阿部氏）、棚倉藩（阿部氏）、宇都宮藩（日田氏）、宇都宮藩（松平氏）、佐倉藩（堀田氏）、関宿藩（久世氏）、新発田藩（溝口氏）、梁川藩（松平氏）、梁川藩（松前氏）、碓氷藩（松平氏）、平藩（井上氏）、平藩（安藤氏）、下手渡藩（立花氏）、黒石藩（津解氏）（順不同）など二十以上を数えることが出来る。

これらの諸藩が、一つの村を何度も交替し、又、一村ごとあるいは一村内部を分割して（分村という形をとる）支配するような、極度に分散錯綜した入り組み支配を為していたわけである。

さらに、このような一村内部にまでいたる入り組み支配が可能であったのは、支配の単位としての近世村落が生産関係としての「ムラ」（二

村落共同体）の分化、拡散を背景として、土地と「イエ」と「ムラ」の有機的統一体としての性格を失つてきていたからであると考えられよう。

本報告では、以上の枠組みを前提として、信達地方の制度村支配の構造と変遷とを、実態に即して明らかにしてみたい。

(2) 北海道の開拓村落における講集団

の形成と母村の文化的背景

— 音更町南武儀のお日待組を中心にして —

北海道拓殖短期大学 懲 田 和喜三

一 研究の視点と課題

この報告は「母村と移住村の比較研究」の視点から、北海道の村落社会において「同一地域からの移住集団が村落形成の母体となる場合、その伝統文化が核となり、後来者をその社会に同化し、村落形成期の人口比率が同じ場合には文化的の蔓藤が起き、相互に同化し合う」という伝説（注・宮良高弘「北海道村落社会研究の一視点」）に準拠して、開拓村落における民間信仰の受容、講集団の形成と機能に関する事例調査を通して、開拓村落の形成と母村の伝統文化の関連性を考察することを課題とする。従来、北海道の村落の性格は仮説の後者の過程を経た村落を中心にして議論されたことが多かつたが、前者の類型の村落も少なからず存在し、また移住村における入植者の担つて来た母村の伝統文化の継承と変容の研究成果は乏しいから、比較研究は北海道の村落研究の新しい視点

といえよう。講集団の調査は移動性の高い開拓村落の展開過程をさぐる手がかりとなり、団体入植村落の場合は母村との関連交渉を考察する糸口を提供すると考えられる。

北海道における信仰的集団の分布と実態は最近実施された文化庁の「北海道民俗文化財調査」（注・調査結果は「北海道民俗地図」として刊行）により、ある程度明らかにされた。この調査は大正期を調査対象に設定しているから、一旦形成された講集団のなかで、あるものは消滅したが、あるものは個人、有志の信仰から村落共同の講集団へ発展した。講集団を形成、存続させた開拓村落の諸条件は何であったか。団体入植村落では母村の祭祀組織や信仰儀礼がどのように再組織、変容されたか。前者の問題は入植形態や村落の展開過程、社会構造と深いかかわりを持ち、後者の問題は移住村における文化変容の研究テーマと考えられる。

二 調査地の概況と村落形成の母体

音更町は十勝平野の中央部に位置し、南武儀部落は同町のはば中央部に所在する、現住戸数二十五戸（うち四戸は非農家）、平均経営規模18haの畠作農村である。この部落は北側に隣接する武儀部落（十八戸。昭和十五年に分離）とともに、岐阜県武儀郡の旧・中有知村（現・美濃市生郷地区）の移住者を中心とする「武儀団体」により入植、開拓され、現在もその子孫と岐阜県出身戸数が過半数の十三戸を占める。この部落には鎮守の武儀神社の外に秋葉神社が存在し（両部落の共同祭祀）、お日待組（秋葉信仰の講集団）単位で、部落全戸加入のお日待行事が毎年四～五回行われ、静岡県の秋葉神社本社の護符が全戸に配札されている。部落内の寺院は母村と同じく曹洞宗であり、岐阜県出身戸の壇家が多い。

三 お日待組の形成・組織・機能

道内の他地域では火災が契機となり秋葉神社が勧請され、任意加入の秋葉講が形成された事例が多いが、秋葉信仰の盛んな同一地域からの団体入植者が村落形成の母体となつた調査地では母村の信仰慣行が自然に継承され、入植直後からお日待行事が行われ、大正初期にお日待組の範域が編成され、秋葉神社が創建され、後來の移住者を同化し、全戸加入の講集団が形成された。

お日待組は上・中・下の三組（武儀の上組では昭和三十三年に行事を中止した）があり、役職者や規約もなく、組内の各戸を輪番に会場（お日待当番、トウモト宿）にして行われ、行事内容と運営は各組により若干異なる。お日待組は信仰的機能の外に、開拓村落において多面的な諸機能を果してきたため今日まで存続したと考えられる。

四 講集団の比較考察

開拓と部落形成の担い手となつた武儀団体は明治二十九年の長良川の氾濫による生活基盤の喪失を直接的契機に結成され、明治三十年から三十年にかけ二十七戸が集団で現在地に移住した。団体員の多くは昭和初期まで定着し、草分け入植者として、有力地主、自作層となり、部落の役職の多くは団体員とその子孫が就任し、村落形成の母体となつた。一世の団体員の部落外転出と死去により、現在その直系子孫は七戸（分家をふくむ。武儀には三戸）のみであるが、団体員の離農跡地と小作地には血縁、地縁関係を頼って、岐阜県からの個別入植者が多く、昭和二十年代頃までは、この部落では定着性、同郷性、同宗性、親族関係の結合紐帶の重積の度合いが相対的に高かつた。

最後に、①近隣の富山県、愛知県の団体入植村落の講集団 ②個別入植村落の秋葉講 ③母村の秋葉講との比較を試み、移住村に母村の文化がどのように継承され、入植形態により講の存在形態にどのような相違が見られ、母村の祭祀組織がどのように変容されたかを考察する。

(3) 北斗農場の展開過程と現段階における諸問題

—共同経営の発展の内的基礎について—

北海道大学大学院 小 内 透

一 戦後の農地改革によって創出された自作小農制を基礎とする農業と農村社会のあり方は、戦後日本資本主義の強蓄積の下で、大きく変貌してきた。それは、いうまでもなく、「資本の価値増殖の論理」に基づく農業・農村社会の再編過程にはかならなかつた。

しかしながら、同時にそれは農民層の生活の営みを基底にした農民層自身の手による、零細農耕制の桎梏をのりこえることをめざした社会的

農業生産組織の創造と、それを基礎としたあらたな農民社会・地域社会の創造の過程でもあった。事実、今日、兼業化した農民層を含めて、機械の共同利用や請負耕作が進展し、さらに共同経営を行う農民も存在している。それゆえ、そこでは、現実に進展している、まさに多様な形での農業生産形態そのものの創造過程を、農民層の生活の営みそれ自体と

こうした観点にたって、本報告では昭和二十二年、北海道西天北集約酪農地域（昭和三十一年指定）に位置する幌延町に入植し、以来三十年の歴史をもつ安全共同経営・北斗農場を対象として、その展開過程と現段階の諸問題を明らかにし、共同経営という一つの社会的農業生産組織の発展の内的基礎を剔出する。

二 ところで、従来の共同経営研究においては、多くの場合、共同經營は生産力水準の発展に伴う構成員内部の農民層分解によって解体していくものとして捉えられ、北斗農場の如く長年にわたって存続している共同経営の場合、その原因を共同経営成立時の特殊な背景及び基礎的条件にもとめ、一般には成立しがたい事例とみなしてきた。事実、北斗農場を対象とした調査研究の多くは、土地所有の制約をうけていない開拓地へ入植したこと、親戚関係あるいは社会主義的な集団農場の建設をめざす思想的集団などの特殊な縁故に基づく精神的結びつき等々の北斗農場特有の入植時の背景や条件を、農場の発展の内的基礎として指摘している。

しかししながら、こうした従来の指摘は必ずしも妥当なものとはいがたい。なぜならば、そうした共同経営成立時の背景や条件はけつして独立変数としてあるのではなく、共同経営のその後の展開の中で大きく変化するからである。北斗農場の場合においても、社会主義的な集団農場をめざしたにもかかわらず、構造改善事業（昭和三十八年導入）や公社牧場事業（昭和四十八年導入）などの政府資金を導入し、政府の政策体系の中に組みこまれながら生産力的基盤を充実させねばならなかつた。しかも、昭和四十六年には土地所有権の名義変更をめぐつて2年間にわ

たる「土地問題」が生じ、解散問題にまで発展した。そして、現在、世代交替（昭和四十七年最初の後継者加盟）というきわめて大きな課題に直面している。

それゆえ、北斗農場の三十六年の発展の内的基礎は、多くの困難を構成員の集団的な力でのりこえながら歩まれた。まさに創造的な過程としての北斗農場の展開過程の特質そのものの中に見出されなければならぬいといえよう。

③ 本報告では、こうした点をあきらかにするために、以下の如き分析方法を用いる。

まず第一に、生産・労働—生活過程分析、とりわけその一つの柱である生活史分析を本報告の中心的な分析方法として用いる。それは、もちろん、婦人層を含めた農場構成員一人一人の入植前生活史の分析としなされるだけでなく、北斗農場の展開過程の特質それ自体を構成員各自の生活史分析という方法を用いてあきらかにしていくことである。第二に、農民の生活の営為によって形づくられる農場内社会、すなわち農場組織体を、一定の生産力的基盤を伴う協業と「協働」の統一体として把握し、こうした分析枠組に基づいて農場組織体を分析する。

① ところで、協業という場合、本報告では、それをすべての協業に共通する側面である協業の骨格ともいいうべき組織構造（これ自体、運営機構と労働組織から構成される）と協業の本質的差異（資本主義的協業、家族協業、社会的協業の如何）を表わす側面である協業の生産関係のあり方としての基本構造の二側面から捉える。

② そして、こうした協業の内部で展開される諸個人の相互作用、社

会関係を、それ自体社会関係を内実とする概念であると同時に、そのあり様が生産力的側面をも含意する「協働」という概念で把握する。それは、諸個人の社会関係を問題とする場合、その関係としての形式だけではなく、諸個人が社会関係を結ぶことによって生じうる生産力的側面にも注目しなければならないと考えたからである。そして、それは、北斗農場の場合、家族内協働と農場集団内の協働として分析的に分けて捉えられる。

したがって、第三に、協働様式としての農場内集団の分析を行うさい、集団の内部構造を血縁のネットワークや農場組織内のフォーマルな地位を誰が担ったかを指標にして明らかにしただけでなく、組織内での集団的討議の内容にまで立入った内容分析（Content Analysis）を行つた。それは、北斗農場の場合、非常に真摯で十分時間をかけた集団的討議がなされており、面接調査では把握しえない農場集団の喜び・苦悩・対立・社会関係の特質等々の実相をとりおさえるのに有効であると考えたからである。

(4) 「米の生産調整」政策と出荷組合の再編

— 福島県北会津村西麻生部落の事例 —

東北大大学院 高橋 滉

村研の共通課題「農政と村落」は、大まかにいえば、農政の浸透過程

において「村落」がいかなる役割・機能を果たしているのか、第二に、農政の浸透の結果として農民や「村落」がいかに変化したのか、という二つの観角から考察がなされよう。本稿は、西麻生部落の野菜出荷組合の動向に焦点をあてながら、主に、「水田利用再編対策」段階の「米の生産調整」政策への農民諸層の対応を、この二つの観角から検討するものである。

蓮見音彦氏は、現在の農政は「従来の農政に対する場合以上に社会学の立場からの検討を必要としている」と述べている。その要因として彼が指摘するのは、七〇年代の特徴として「農村集落ないし村落の統合を政策的に取り込む傾向が顕著」になつたという農政の動向にある。周知のように、こうした農政の中でも「米の生産調整政策は農民や農村社会に大きな影響を与えるだけでなく、その政策の浸透において「村落の協議・利害調整機能」が最大限に活用されており、この意味で「生産調整は地域農政に対するもつとも重要な実体的基礎をなす」と位置づけられてもいる。多くの研究者が、この「村落の協議・利害調整機能」、さらには「共同体的規則」の「再編・復活」を目標達成の重要な要因のひとつとして指摘しているのは周知のことであろう。しかし、政策的意図と現実が必ずしも相即するわけではないにもかかわらず、これらの研究において十分納得のゆく事例が示されているとは言い難い。それゆえに、この事例をとうして、現在の農政、とくに「生産調整」政策がどのように浸透しているのか、その中で現実に「村落」がいかなる機能を果たしたのかを確認しようと思う。

ところで、こうした分析を進める上で、「米の生産調整」政策の本質

をどのようなものとしてつかむのか、ということが重要な問題となろう。この政策は七〇年の緊急避難的措置にはじまり、水田利用再編対策までに幾度か名称を変え、内外の情勢に応じて政策内容にも変化がみられるのであるが、端的にいえば、過剰米対策・自給率の向上を常に政策的課題として唱え、その実現を一方ではかりながら、同時に、農基法以来の農業近代化路線を七〇～八〇年に継承・貫徹しようとするところにこの政策の本質がある、と思う。実際の変化の過程においても、徐々に「生産政策・構造政策的性格」が加味され、とくに水田利用再編対策では、奨励金の格差、各種加算金の増大、農協管理転作の導入など、構造政策としての政策的意図が明瞭になりつつある。この政策が一般的の傾向として、農民層の分解を進め、とくに「中下層農家」の兼業化を促進させたことは間違いないであろうが、さらに、一方では、稻から他の作物への作付誘導と定着を担う農民層あるいは集団の育成をねらいにしていて、農民層の分解を進め、とくに「中下層農家」の兼業化を促進させたことは間違いないであろうが、さらに、一方では、稻から他の作物への作付誘導と定着を担う農民層あるいは集団の育成をねらいにしていて、農民層の分解を進め、とくに「中下層農家」の兼業化を促進させたことは間違いないであろうが、さらに、一方では、稻から他の作物への作付誘導と定着を担う農民層あるいは集団の育成をねらいにしていて、農民層の分解を進め、とくに「中下層農家」の兼業化を促進させたことは間違いないであろうが、これはまた、現段階の農村の支配再編という視点から出される「村落の統合」と、その村落の中で支配を担う新たな「地域管理者の育成」という、いわば政治的意図と結びついているからである。農政とのかわりでは、こうした農業にとどまらない、支配機構の再編をも展望した農村の動向を分析することが課題となるが、本報告でもそこまで触れられたらと思う。

さて、農民による「米の生産調整」政策の評価と対応は、農業生産の特質とその歴史的展開を基底にして異なるものとなるが、従来の研究は水田単作地帯に事例が集中している。そこで、水稻に加えて畑作の比重の高い北会津村西麻生部落を事例として、まず、圃場整備前後からの農

業生産の変化の特徴、部落体制における出荷組合の性格と機能を考察し、さらに、この組合の再編とその主体の動向とかかわらせて、政策への農民諸層の評価と対応を明らかにしたい。

(5)

農業技術変化と農家婦人労働

— 岩手県志和、複合経営農家の事例 —

清泉女子大学 松 田 苑 子

(一) 稲作技術変化への対応としての複合経営

志和農協が、複合経営を推進し始めたのは、昭和三十九年である。

この時期は、中型トラクターが普及しはじめ、稻作作業の大型機械化への動きが顕著になった時期である。以後、収穫、乾燥、調整における大型機械化がすすみ、動力田植機が普及するにいたつた。このような大型機械化は、生産性を向上させると同時に、農家の労働組織内に、あらたに余剰労働力を生み出す。志和農協が推進してきた複合経営は、稻作と併せて、畜産と各種の園芸作目を導入することにより、この余剰労働力を農業内部に再吸収しようという、積極的対応であったと、私たちは考える。表は、昭和五十五年に筆者等が行つた志和地区全戸を対象にした無作為抽出によるサンプル調整より得た。こんにちの志和地区的複合経営は耕作規模によって、「複合」のパターンが異なる。小規模農家は水稻のみ、という作目構成が多い。大規模農家は園芸作目を栽培する比率が低く、水稻+畜産というパターンである。稻作+園芸作目+畜産とい

耕作規模・作目構成別農家数

	栽培作目 畜 産	水稻のみ 無畜 有畜	準 複 合 無畜 有畜	複 合 無畜 有畜	超 複 合 無畜 有畜	そ の 他 無畜 有畜	計
0.5 ha 未満	16 5	1 2	7 4	1 2	1 2	0 5	43
0.5 ha～1.5 ha	29 10	4 7	3 10	1 0	1 0	0 3	67
1.5 ha～2.5 ha	4 8	4 13	3 21	1 5	1 5	0 3	62
2.5 ha～3.5 ha	1 8	0 7	1 16	0 1	0 1	0 2	36
3.5 ha 以上	1 6	0 4	0 5	0 0	0 0	0 1	17
計	51 37	9 33	14 56	3 8	3 8	0 14	225

う複合経営の典型を示すのは、中規模農家であるといえる。

(二) 就業構造

農家が直系家族的構成を示すものと仮定すると、稻作作業の中心的な手は親の世代の夫婦である。子の世代の夫婦は、夫も妻も、園芸作目、畜産を、主に担当している。また、若夫婦は、農外就労をしている比率が、非常に高い。

若夫婦のなかには、農作業に殆んどたずさわらない、という例も出でてきている。恒常的勤務をしていたり、若い嫁で、家事と育児にだけ専念するなど、である。労働組織のなかで、作目にかんする世代別任務分担がみられると同時に、農作業と農外就労にかんしても、世代別任務分担がみられるのである。

(三) 農家労働組織の変容

「学校を出てから農作業を手伝つたことはなかつたし、結婚しても子供が生まれるまでつとめていたから、農業知識は不足だ。」(31歳)

「子供ができるのが遅かつたし、ずっと勤めていた。子供が小さいうちは手がかかるてあまり手伝えなかつたので、本格的に農作業を手伝うのは、この一、二年のことと、はせかも、どういうふうにかけてよいか判らなかつた。」(31歳)

農作業に従事しない若妻や、園芸作目専念している若い世代の成員には、稻作作業にかんする知識と技術の不足を認める例がみられる。彼らは、これまで、殆んど、稻作にたずさわってこなかつたのである。機械化によつて生じた、農家労働組織内の世代別任務分担は、固定されようとしていると解することができる。

複合経営といつても、基幹は稻作である。若年層が稻作作業から分離する、というかたちでの、世代別任務分担の固定化は、稻作作業の世代交替を、遲らせる、ないしは、むづかしくすると考えられる。

その結果、従来の稻作経営、労働組織としての農家の変容がもたらされるのではないだろうか。

(6) 農民層の出稼と家族・村落社会の再編

—秋田県湯沢市T部落を事例とした実証的研究—

北海道大学大学院
浅野慎一

戦後日本の出稼研究において、村落社会のあり方との関わりで、出稼が問題とされるに至ったのは、主要には、出稼が急増し、それに伴う矛盾が顕在化はじめた、昭和三〇年代後半以降である。以来、出稼と村落社会の関連に関しては、いくつかの貴重な研究蓄積がなされてきた。しかしながら、それらは、多くの場合、出稼に伴う村落社会の内部矛盾の指摘にとどまり、必ずしも、出稼者自身の生活の再生産を基底においてた主体的な村落再編の嘗みを内包した分析になつていなかつた。

そして、こうした問題は、以下に示す諸視点の弱さに由来すると思われる。

第一に、出稼先での労働実態、及び、その史的変容と結びつけた形で、村落社会の問題を捉える視点である。従来の出稼研究では、出稼者が、周期的に村落を離れ、不在化すること自体の、村落社会に与える影響が

主に問題とされ、出稼先の労働過程にまでふみ込んだ分析は、ほとんどなされてこなかった。しかし、出稼先労働のあり方・出稼者の出稼先での状態それ自体、日本資本主義の発展階梯に沿って大きく変化してきており、その変化が、彼等の構成する村落社会に新たな変容をもたらすことは言うまでもない。従つて、現実の村落社会の変容を、日本資本主義の経済変動、とりわけ、出稼者をめぐる全国レベルでの労働市場変動の中に位置づけ、そこでの諸個人の状態のレベルにまでおりて捉えようとする以上、出稼先での労働実態、及び、その変容過程の分析は、不可欠となる。

第二に、出稼先での労働実態のみでなく、地元労働市場とそこで村落構成員諸個人による在宅兼業、及び、農民層の土地所有とそれに基づく農業生産等、生業の総体的な変容との関連で、村落社会変容の内在論理をとりおきえる視点である。従来の研究では、しばしば、あたかも、出稼のみが独立変数として、村落社会のあり方を規定するかのように取り扱われてきた。しかし、現実の村落社会のあり方は、出稼のみでなく、在宅兼業や農業生産の論理に主導された変容をも迫られている。それは何よりも、出稼が、単に、地域脱出・脱農化の一過程としてではなく、土地所有とそれに基づく農業生産を維持・発展させるためのひとつの手段として存していることに基づいている。従つて、出稼と村落社会変容の内的相互関連は、農民層の生活の再生産を底堅いいた生業の展開総体を明らかにする中で、はじめて検出されるのである。

第三に、出稼者個人を、つねに一定の農家の構成員として捉え、諸個人の出稼と村落社会との間に、農民家族の構造を媒介させる視点である。

従来の出稼研究では、村落社会変容の論理を解明するための基礎作業としての、出稼農家分析は、ほとんどなされてこなかった。現実には、出稼先で同一の労働を行なつていたとしても、その出稼者の属する農家の家族協働形態、及び、農家経済構造等に差異があれば、彼等の出稼が村落社会に対してもつ意味は、大きく異なる。いわば、諸個人の出稼は、ストレートに村落社会のあり方に作用するのではなく、つねに、特定農家の構成員の出稼として、村落社会変容と結びついているのである。その意味で、出稼と村落社会変容との相互関連をみると、つねに、出稼農家の家族構造分析を媒介させる必要がある。

さて、以上の視点を総体としてふまえるならば、出稼を、資本の意のままに狩り出される農家労働力としてのみ把握し、それに伴う、特定の村落社会内部での諸矛盾の形態を指摘するだけでは、明らかに不充分である。むしろ、問題の所在は、一方で、資本蓄積に伴う全国レベルでの出稼先労働市場と地元労働市場の二重の変動の中で、村落社会が如何に再編されてきたのか、そして、他方で、出稼の下でも、あるいは、出稼を通じてこそ、農民層が、自ら家族を単位に営む生業（在宅兼業・農業を含む）を如何に変容させて、生活を支え、そして、彼等は、そうした変化にみあつた形で、如何に村落社会を再編してきたのか、という点にあるといえよう。

本報告では、こうした点をふまえ、日本有数の出稼地帯＝秋田県湯沢市旧山田村、その中でも最も出稼が多発しているT部落を事例として、農民出稼と村落社会変容を貫く内在論理を明らかにしていく。

兼業化の進展と農民生活の変容過程

—新潟県西蒲原郡巻町S部落を対象とした実証的研究—

北海道大学大学院 西 尾 純 子

(1) 近年、農政の手詰り状況の中で、減反政策や地域農政の提唱にみる如く、行政サイドから、改めて「村落」への注目がなされてきていると同時に、農業経済学の分野においても、地域農業再編の基盤として「村落」を位置づける動きがみられる。

本報告は、こうした状況下で、西蒲原巻町S部落を対象とし、兼業化の進展、そして、兼業化の進展と密接な関係をもちつつ進む受委託関係等の展開の中で、「村落」及びそれを構成する「家族」が、如何なる変貌をとげつつあるのかを取り扱った実証的研究である。

(2) さて、対象地巻町は、相対的に大規模農家が集まる水田単作地帯・西蒲原の中央部に位置しており、近年は、経営受委託や代替地取得が展開する地域として知られている。また、同町は、金属洋食器工場が集積する燕市の後背農村部に位置し、就労先が豊富な農村地帯という特徴も有している。従って、県内でも有数の兼業深化地帯に属している。

ところで、S部落は、巻町のはずれに位置する、非農家二戸を含む三十四戸からなる「村落」である。同部落では、一九七一年以降、他部落に遅れての本格的な耕地整理を契機に、部落内外の農家間との経営受委託、及び部落外農家への耕地の売却というかたちで、農民層の両極分離が進展している。他方、S部落における兼業化は、耕耘機が普及し始め

めるⅣ期に、中・下層を中心に始まり、副業（薬加工）が衰退するⅤ期以降、上層をも巻き込んで深化してきており、現在は、各階層とも、一戸平均二・四人程度の農外就労者をかかえるに至っている。

(3) 従つて、各「家族」を支える農家経済は、現在、農業所得と農外所得により成り立ち、それは多くの場合、農業所得に、家族員二・三人が持ち寄る、一人当たり百万円前後（手取年収）の農外所得を寄せ集めたものとして性格づけることができる。そして、こうした農家所得は、(1)家族周期段階に即し、可能な限りの家族員が、農外就労することによって、(2)そうした農外就労者も含め、上層は世帯主と後継者夫婦による、中層は世帯主夫婦と後継者による、下層は「家族」外の人や機関に依存して當まれる農業生産によって、確保されている。それは、階層毎に多様なかたちをとりつとも、いずれも「家族総働き」的な就業構成を有していることがみてとれる。

ところで、農家経済が、「家族総働き」的な就業構造によつて支えられ、農家経済に占める農外所得の比率が高いにもかかわらず、農家経済の管理面では、世帯主の果す役割が大きい。すなわち、世帯主が働いているいないにかかわらず、農業所得はもとより、三分の一の農家では、後継者夫婦の全農外所得の管理をも、世帯主が行なつていているのである。そして、こうした傾向は、上層においてほど顕著にみられた。

このことは、二・三町前後の上・中層農家が多数を占めるS部落の場合、金属洋食器工場に代表される低賃金構造と相俟つて、農業所得が農家経済の中心をなす農家が多く、それゆえ、土地所有を基底においた

てることを意味している。

(4)さて、こうした「家」々によって構成される「村落」も、近年大きく変容してきている。とりわけ、生活面での協働関係（村親類、班、トナリ関係）は、社会的諸施設の完備や、兼業化の進展の中で、その役割を大きく低下させてきている。

これに対し、生活面の協働関係は、耕地整理を契機に、普譜が大幅に減少し、また田植機の普及により、「田植親戚」との間のユイ、手間替えも消滅した。とはいっても、各戸の農業生産は、現在も、「水出し日」を固定したかたちで組まれる部落全体の農作業日程と、年三回の普譜作業の上にのみ成立していることも事実である。

そして、こうした部落全体の協働関係の上に、受委託関係とS部落生産組合が、新しい協働関係として形成されてくる。それは、行政側の論理ではなく、あくまでも、農民側の論理に基づいて生まれてきたものであり、それゆえに、「家」の残存や兼業化とのかかわりの中で、種々の諸問題をかかえ、現在、大きな壁に直面している段階にあるといえる。

(8) 兼業農家の就業形態と農業経営

—長野県伊奈市の畑作地帯の場合—

神戸 大学
材 木 和 雄 淳

從来、農業経営の展望を意識した研究では、農業経営の主体的担い手

としての専業、上層農の動向に焦点があてられたが、これに比してⅡ兼等の兼業農家の役割には否定的評価しか与えられて來なかつたように思われる。しかし八〇年現在兼業農家は農家全体の八六・六%（Ⅱ兼だけでも六五・一%）を占める農家の多数派である。兼業農家は、単に地域労働市場に対し労働力を提供しているだけでなく、農業生産にも貢献し、地域農業の再建にとっても一定の役割を担うといえる。

我々が兼業農家の動向を中心に考えてみたのは、周囲の関西の平場農村の多くが、大規模の専業的上層農の形成を欠いたまま総Ⅱ兼化に向いつあり、もはや専業的上層農の形成を前提とした農業の展望はほとんど望めない、と常々感じているからである。もちろん総Ⅱ兼化的状況を全国的に一般化できるとは思わないが、村研の議論は、やや農業基盤の厚い地域や商品作物地域など専業的上層農の存在する地域の農業類型に偏りすぎている点で、総Ⅱ兼化の農村ばかりを垣間見てきた我々には、いささか異和感があった。少くとも地域類型の多様性の上にたつた農業展望が語らなければならないだろう。

兼業農家の経営と生活を統一的に把握するためには、兼業農家の労働力が地域労働市場の相対的過剰人口として重層的に存在している、という視角は不可欠であるが、なおそのような環境の中で個々の農家が経営と生活の設計を行ない、対応してゆく具体的過程の考察にも目が向けられなければならない。この過程への接近の仕方は多様であろうが、我々としてはさしあたり家族員の労働力配置を中心とした生活設計に焦点をあて、農業経営もこの角度から分析してみたい。これは農業経営を土地所有者や資本との関連で分析するのとはちがつて、それを農家世帯の再

生産、あるいは生活設計の関数関係の中で分析する、ということになろうかと思う。

家族員の労働力配置という視角からみて重要なポイントは、農家の直系家族の家族サイクル、世帯主のライフサイクル、地域労働市場展開のペース、がどのようなタイミングで組みあわされたのか、ということである。兼業農家の労働力配置の決定はこののようなタイミングをふまえて行なわれたのであり、農業経営や兼業化への対応は、その結果にすぎない、ともいえるのである。たとえば、高度成長下でも、あととりがその時点での就業年令に達していた農家と、そうでなかつた農家とは、全く異なる農業経営のタイプを選択せざるを得なかつたことは、その良い例である。つまり、世帯主とあととりの世代間分業が成立し、あととりが兼業に向つた農家では、世帯主は依然、積極的に農業経営を行つてゐる余裕があつた、といえる。農業経営の諸タイプへの分化は、一面では、このような農業と兼業への労働力配置のちがいの結果である。

もちろん、労働力配置の一枚岩的な単位として直系家族をみると、は、かつてはともかく、最近では問題なしとしない。直系家族の形態をからうじて保つてはいるが、その中味は夫婦家族の、機能的複合体にすぎないという意見が多いと思われるからである。しかし直系家族の形態が保たれる限りで（我々の調査では当分保たれそうである）、家族員の労働力配置関係は、居住地を含めて、相互に規定しあう、とみることもできるのではないだろうか。

報告では、農業経営と兼業への統柄別従事状況、世帯主の年令、世帯主の兼業の時期、等に重点をおきながら、農業経営を諸類型に分類し、

高度成長期から現在までの動向をたどり、あわせて、生活意識調査でえられたデータで補いながら、次世代における経営類型の予想をしてみたい。

なお調査村の特殊性にふれておきたい。第一は、内陸部にしてはさわめて活発な地域労働市場の展開があつたこと（中央大学経済研究所編『兼業農家の労働と生活・社会保障』一九八二、参照）、第二は、畠地としての土地の特殊性が、農地流動や兼業への転換を短期間にもたらした、とみられること、第三は農業経営が、機械一貫体制をとれない技術体系のため、家族協業が根強く、また老人労働力の果す役割が大きいこと、等である。

課題報告

(1)

自治体・農協政策と村落

東京農工大学
常磐大学
柄高橋明雄善

一 小自作農制の矛盾展開と再編

1. (1) 小自作農の原型的特質
— (1) 小農民性、(2) 所有・労働・経営・生活の一体性、

(イ) 家族協業農業、(二) 自給性の存続・無償労働、(三) 地代・労賃・利潤範囲の不成立。

2. 主体構造的特質 — いわゆる所有を基礎にした直系家族による協業を通して生産と生活を営む小農民。

3. 歴史的存在条件 — (イ) 日本資本主義の構造的特質の下に温存せしめられた小農民の一般的存在。(ロ) 国家独占資本主義下で再編創出された世界史的特殊存在としての改革自作農(経済的・人格的独立性の欠如。不「自由な小土地所有」)、(ハ) 農業生産を生活の基盤とする小農民の広汎な存在。

4. 社会的存在形態 — (イ) 共同体的性格をもつ村落の形成(実体的集團説)、諸種の共同体的集團説、超集團累積体説、家連合の複合説、集團累積体説。(ロ) 私的契機と共同的契機のアジア的・近代的シンクレティズム(私的契機を基礎とした個別活動、階層性、共同契機によるサポートと制約)。(ハ) 経済的機能(低賃金労働力、低価格食糧の供給、高品市場、社会保障など)。(二) 政治的機能(保守絶対過半数政権の社会的・政治的支持)。

(2) 小自作農制の矛盾展開

1. 小農民の農業を基礎とした生活の困難化・不可能化。
2. 小自作農は、個別の、地域的、社会的な農業生産力の発展を担い得なくなつたこと。
3. 国土・資源・生態系の保持のための力を失つてきていること。
4. 所有と利用の矛盾が深化していること。
5. 経営・生活主体としての直系家族、共同主体としての村落が動搖してきていること。

(3) 農業・農村の再編成と変動方向

小自作制の構造的矛盾の深化に対応して、農村内部において、あるいは国一自治体—農協の政策を通して農村再編成の動きが活発化している。これらの動きや政策は個々の農村の客観的な構造と相互規定しあいながら、現実の農村に「多元的」な展開の道をもたらしている。この多元的な道のそれぞれにどのような可能性があるのかを考えながら、追求されるべき展開の方向性を探つてゆくことが重要であろう。

(4) 政策と現実

農村の基礎的単位である家族と村落は「豊かな生活」(調査地区農協の殆んどはこれを第一目標として明確化するにいたつて)の論理で動いている。今日、構造的危機に対応するため、国の施策は農村に機能的に働きかけるだけでは不十分であり、家族、村落の内部まで立ち入って総合的、構造的に働きかけ政策意図を貫徹しようとしている。しかし、本来経済的、政治的政策としての性格を強くもつ國の農政は、家族、村落の総合論理—生活の論理、社会の論理—によつて修正されて受け入れられる。自治体、農協はその中間にあつて動搖しながら自らの施策を具体化する。客観的構造と諸主体の活動のあり方が農村の多元的な展開の道をつくり出す。

本報告では、我が國の中核的稻作地帯の諸調査村を中心に、まず小自作農制の矛盾の進行を分析する。その基礎の上に展開する主体的対応の違いがつくり出す多元的な可能性を比較研究を通して明らかにしつつ、追求されるべき展開の方向性について問題提起をおこないたい。

二 調査地域の特質

主報告北 — 山形県東田川郡藤島町、とくに藤岡、新屋敷部落。新潟

県北蒲原郡豊浦町とくに三つ樹、下本田部落。

比較調査地 — 岩手県紫波郡紫波町志加農協地区、同県胆沢郡金ヶ崎町、静岡県磐田郡豊岡村。

藤島町 — 人口約一・三万人、第一次産業就業人口率四七%（五〇年）、一戸当耕地面積二〇一ha。鶴岡市北東に隣接、補助金の積極的導入による村づくり。純農村。

豊浦町 — 人口約一万人、第一次産業就業人口率四五%（五〇年）、一戸当耕地面積一・八六ha。新潟東港より車で四〇分、月岡温泉有、共産党町政、農民運動活発、補助金導入に消極的、社会福祉予算比が高い。経営の先進地。

金ヶ崎町 — 人口四、九〇〇人、戸数一、〇三三、内農家八〇九戸、一戸当耕地面積一・五五ha。盛岡まで二〇km、農協指導の個別複合

成困難、花巻、北上の中間点、「生涯教育宣言の町」で教育費の比重が高い。純農村。

豊岡村 — 人口約一万人、第一次産業人口率二二%（五〇年）、一戸当耕地面積一・九ha。四八年工業団地、住宅地三〇〇ha造成と計画達成、通勤便利化。國に先駆けての土地利用計画によるスプロール化防止、計画的工業化と農村保全、柳田学の影響を受けた村長による諸先駆的行政施策の実施、國の利用増進事業、地域農政、新農耕施策の発足に先立つ自主的、先導的実施。

三 農村面積のための政策タイプと地域農業生産の方向の若干の特徴づけ

1. 自治体と農協の政策的協力関係

- (1) 藤島町 — 自治体・農協協調型。(2) 豊浦町 — 自主自治体（農協弱体）。
- (3) 志和地区 — 農協主導型。(4) 金ヶ崎町 — 自治体・農協機能分担型。(5) 豊岡村 — 自治体主導型。

2. 生産組織（個別展開か、生産組織化か、集落組織化か）

豊浦は個別化傾向、藤島は共同化志向が相対的に強い。志和、金ヶ崎は集落を一体とした生産組織化を追求、豊岡は自立経営振興会による機能別組織化と個別展開。

3. 経営形態（単作経営か、個別複合か、地域複合か）

地域複合のための一定の生産力の形成 — 藤島、金ヶ崎。個別複合 — 志和、豊岡。複合経営の成果弱体 — 豊浦。単体型個別展開を理念化している地域はない。

4. 規模拡大と利用増進事業（規模拡大主義か、小農主義か、集落の生産力か、共同化か、全農民主義か）

藤島 — 自治体は積極的、農協は全農民主主義、調査集落は共同化志向。

豊浦 — 全体として消極的で全農民主主義。志和 — 小農主義、近時後継者養成のための大農政策も重視。金ヶ崎 — 中核農家の点的育成主義から集落農場型方向への転換。豊岡 — 自立農業振興会中心の選別主義。

5. 稲転事業（積極利用か、緊急避難か、集用化か、バラ転か）

志和、金ヶ崎、豊岡 — 積極的利用、そのための生産力基礎形成。藤島 — なお緊急避難的。豊浦 — 抵抗的緊急避難。藤島は自治体、集落の相互

保障的集団転作が多い。豊浦はバラ転の集積、金ヶ崎は部落間の話し合による畜産部落の一引受けの話し合い。

6. 農政の受け入れ方（自主導入か、批判的か、積極的導入か）

藤島—積極導入（近接余日は構造政策批判の立場から消極的）。豊浦が強力な指導力と組織力をもち自主的導入。豊岡—自主的農政の延長上に農政があり、選別政策の点で農政と一致する。

7. 指導合意形成体制

部落組織は各地とも強力で、合意形成の基盤となっている。隣組座談会の開催、農協民主主義の理念に基く志和の隣組座談会。豊岡は自治体の選別的組織化と農協の間にすれ、豊浦は農協への結集力弱体、農民運動のつきあいと政治対立。藤島は自治体、農協、諸団体による総合指導体制。金ヶ崎、志和は農協主体の合意形成体制。金ヶ崎には中央—地区一部落の公民館体制があり、志和は実行組合を基礎にした総合的組織体制を柱に、新設の農業センターを拠点とするコミュニケーション型組織化。

四 村落再編の型（総合組織化か、機能別組織化か）

藤島—部落と分権的社会教育公民館の統合、実行組合の分離、全町的業種別集団、旧町村ごとの自主的當農推進会議、むらづくりの中での部落を中心とした統合。

豊浦—自己変動再編型の部落の行政的利用、集権的社会教育公民館の部落組織との統合、部落、農家組合、農民組合の組織的分離と部落会中心の組織化、農民組合の部落ぐるみ性。部落組織の多様性。全町的業種別組合。

志和—農協による実行組合中心の生活・生産、社会教育を含む総合的組織化、全地域的業種別組合の部落実行組合段階での一体化。

金ヶ崎—公民館中心の自治会と旧町村ごとの自治会連合のコミュニティ（公民館）、集落農場的実行組合の組織化、全町的業種別組合の部落単位の支部設立。

豊岡—区と部農会の自主的融合、全村的自立農業振興会と部落的農地利用組合の先駆的組織化。

◎ 農政の村落再編機能で注目すべき点—(1)基盤整備による出作入作整理を通しての部落—土地—農家の一体性強化。(2)利用増進団体としての法制化、(3)部落を単位とする共同施設導入、とりわけ転作関連機械施設の共同導入補助金。(4)地域農政、新農耕の手法、(5)地域農業集団の結成やむらづくりにおける総合組織化。(6)転作強制や土改事業などに伴う割増転作。など。

(2) 「地域農政」と部落

—福島県、磐梯町の事例—

東北大學 不破和彦

ここで取り上げる「地域農政」とは一九七七（昭和五二）年に発足した「地域農政特別対策事業」のことであり、「米生産調整」政策（一九七一）とともにわが国七〇年代農政の二本柱に位置づけられ、重点施策として推進されてきた。「地域農政」の政策課題は、要約的にいえば、

集落（部落）を単位とした農用地の有効利用や流動化の積極的な促進などによる地域農業振興の基盤強化と日々の生活をめぐる居住環境の総合的な整備を専業農家のみならず兼業農家や非農家を含めた農村住民の意向を十分に集落（部落）段階から汲みあげ、合意に基づいた創意と工夫によって「新しい村づくり」に取り組もうとするところにある。

二

「地域農政」が政策課題にかかげている「新しい村づくり」運動で注視すべきことは、一つに、一貫してわが国農政の基調を成してきた農業生産力の基盤強化策はここでもまた一段とその徹底化（農用地管理事業）を軽くしてきた生活（非生産）場面に関する条件整備が「地域農政総合推進事業」という形で重要視されていること。二つには、「新しい村づくり」が目ざされているが、それとともに、前者に較べるとはるかに比重を置かれているが、それとともに、前者に較べるとはるかに比重を軽くしてきた生活（非生産）場面に関する条件整備が「地域農政総合推進事業」という形で重要視されていること。二つには、「新しい村づくり」の具体的な施策の立案・作成にあたっては、「従来のように国や都道府県など上から与えられたものとしてではなく、地域の住民の方々の意向を十分に汲み上げて、創意と工夫によって、総合推進方策を作成することが大切である」と、農村住民の諸々の意見や要求を適確に把え、彼らの自主的な創意と工夫を活かしながら集落（部落）段階からの積み上げを強調していることである。

では、なぜ、七〇年代のこの期において、農林官僚は政策の立案・作成とその推進をめぐって長年頑くなまでに堅持してきた姿勢にあえて軌道修正の手——特に、農村住民の「創意と工夫」を活かして地域の実情にみあつた施策化の強調は「上意下達」式の一八〇度転換と言わざるをえないが——を加えてまで「新しい村づくり」運動に取り組まざるを

えなかつたのか。こうした「問い合わせをし、この点を検討することが地域農政」の正体を明らかにすることにつながると、私は考へている。

三

「地域農政」は農業生産力の強化・拡充を図るべく基盤整備事業に限定することなく、農村が抱えている広範な諸問題・課題の解決に取り組む、まさしく「総合推進事業策」であることを力説しているが、主な政策課題は農用地の有効利用や流動化の促進を軸にした「農用地管理条例」に置かれており、この点で、六〇年代以降の農基法体制下で推進された農用地の流動化促進策とそれを基盤にした自立農家の育成に象徴される「近代化」政策を継承しており、さらに、強力に展開していくうとするとものであるといえる。事実、「地域農政」が農用地流動化対策のなかで「切り札」として位置づけ、その実績を期待している「農用地利用増進事業」は、既に、七五年に「農業振興地域の整備に関する法律」の改正によって発足しており、その後、八〇年には、農地関連三法の一つとして、との「増進事業」を発展させた形で「農用地利用増進法」が制定——農用地利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農作業受託促進事業の三事業から成り立っている——されるなど、「地域農政」が発足した前後に法制上の整備が短期間のうちに急速に進められてきている。しかも、その方向としては、耕作目的の農地の貸借について農地法（公権力）の規制を緩和し、それに代えて、市町村を媒介として「地域の農業者による自主的・集団的な農地の管理と有効利用の促進」を基本的なねらいとしていることが従来とは異なる点である。

四

ところで、こうした「地域の農業者による自主的、集団的な話し合い」による問題解決といった発想は、実は、七〇年代に自治省、国土省などの主導のもとに展開させた「コミュニティ」政策のそれであり、農政への投影であるといえる。「コミュニティ」政策は大変に乱暴なまとめたをすれば、六〇年代のわが国「高度経済成長」によって噴出した諸問題・矛盾への対処策として登場してきたものである。しかも、それは根本的な問題解決を志向するものではなく、たとえば、「公共性」「協調性」「連帯性」などの強調のもとに、階級的な利害対立それに依拠した諸運動を未然に抑止し、逆に、住民の「主体性」「自主性」さらには「創意と工夫」といった言葉をキヤッヂフレーズに彼らがもっているエネルギーを積極的に「マチづくり」「ムラづくり」に取りたて、そのことをもって自からの体制の安定・強化とそのための国民統合（農民統合）を目指すところに、政策の基本的な意図があつたと考えられる。

したがって、「コミュニティ」政策の農政への投影である「地域の農業者による自主的・集団的な話し合い」といった「発想」も以上のような脈絡のなかで把えることが必要である。つまり、六〇年代の近代化政策のもとで達成しえなかつた広汎に存在している兼業農家の離農化そして自立農家、中核農家の育成を政策として七〇年代に継承し、より積極的に展開していくためには、これまでのような全国的に画一化された基準のもとに作成された政策を権力と「補助金」「奨励金」の形をとつた「金力」とを前面にちらつかせての強引なまでの推進では、農民側からの強烈な抵抗が予想されることはあるとも、もはや一定の成果を収める

ことの難しさを農林官僚自らが認識し、それに代わって、莫大な「補助金」「奨励金」を用意しつつも、地域農業振興といったもつともなスローガンを農民の眼前に掲げ、「地域の農業者の自主的、集団的な話し合い」路線を導入することでもつて、その実現に彼らの自主的、自発的な関心と協力を喚起させる方策を戦略として取らざるをえなかつたのである。具体的に言えば、たとえば、農業を志向する農業者の農業経営の規模拡大と農用地の有効利用の促進を図るために、集落（部落）のようない定の地域ごとに、農業経営を縮少しようとする農業者と拡大を希望する農業者との農用地の利用に関する「話し合い」をふまえ、市町村などが間に入つて計画的に農用地の貸し借りを進めていこうということである。

五

さらに、ここで看過しえないことは、「話し合い」による政策推進にあたつて集落（部落）の役割が期待されていることである。それは、今後とも部落に残つて農業生産を意欲的におこなおうとする担い手農家（中核農家）と農業経営を縮小する農家あるいは離農する農家とを、まさに、地域（町・村）農業振興という地域（町・村）の政策課題に部落としてこたえる、そのためには部落内の農用地の有効利用や流動化を積極的に図らなければならないという観点から部落が「選別・決定」していくことの期待である。しかしながら、今日の部落はこうした役割期待に応えうるだけの「集団」としての権限をもちあわせていないのが実態である。したがって、農林官僚にとっては、農政が目ざす政策課題の達成に充分こたえうる内実を整えた「部落」を、政策として再編、強化し

ていくことが緊要な課題であり、「地域農政」が「新しい村づくり」の

重点施策の一つに「生活環境の整備」を位置づけているのも、農用地利用権設定等促進事業によって、一時的ではあれ、耕作権の移譲とともにな

う離農家層（実質的には非農家層）の増大を見透したうえでのことである。

以上、「地域農政」の政策課題を中心にその構造を概述してきたが、こうした理解にたって、報告では福島県靈山町を事例に「地域農政」の展開過程を、特に、農用地利用増進事業を中心とした農用地流動化と部

落との関連をとりあげることにしたい。なお、靈山町の農用地利用増進事業については、既に岩本由輝会員の詳細な報告が村研通信版125に掲載されているのでせひ一読していただきたい。

第三回研究会報告

去る七月十六日、東京、中央大学会館にて第三回研究会が開催されました。今回は、今年度の課題「農村と村落」について、すでに各地区で行われた研究会の報告にもとづいて総括し、大会の方針設定と段取りが検討されました。その概要を高山会員にまとめていただきましたので報告いたします。

報告

関東地区

高山 隆三

東海・関西地区

岩崎 信彦

参加者

岩崎 信彦	樺村 慎子	柄沢 行雄
佐藤和子	三本松政之	島崎 稔
高橋正郎	高山 隆三	長谷川宏二
牧野由朗	官崎俊行	吉沢四郎
吉田健次	渡辺正	

「農政と村落」

—八三年度東京研究会の論点—

高 山 隆 三

一、農政の現状と設定課題

八三年度の共通課題「農政と村落」に関する東京における研究会は第一回、高橋正郎「農政と村落（むら）についての論点」、今村奈良臣「農政の史的展開と村落」、関東地区研究会として島崎稔「『むら論』の虚像と実像」、特別研究会として川村浩一「最近の農政展開における市町村と集落」の三回が開催され、報告及び討論の詳細は既に研究通信第一三二号、一二三号に記載されている。本報告はこれら研究会を通じて提起された諸問題について、私なりに若干の論点整理を試みることとする。

「農政と村落」という共通課題の設定に関して、既に第一回宿題委員会では「いま、なぜ『農政と村落』という課題を設定し、何が問題であるかという課題設定の位置づけと問題の所在の明確化」（第一三一号）を果さなければならないことを確認した。そしてその方向で研究会の組織に努めたのである。

ところでなぜ「農政と村落」という課題を設定したかという点に関しても、(1) 現在の国の農政が村落を把握、利用することによって農政を遂行し、また遂行しようとしているのではないかという共通の認識を出発点とし、(2) それよりの展開として、なぜ、国の農政が村落を把握、

利用しなければならないのか、その場合の農政とはどのような意図、機能、機構、性格をもつものであり、また、農政の対象である村落とは何であるのか、農政は村落のどのような機能、側面を政策的に利用しようとしているのか、農政と村落がどのように結びつきながら、そこにどのような問題を含んでいるのか。これらの諸点を理論的に整理し、実証することが要請されることになるのである。

出発点としての共通の認識、または問題関心の現実的背景には減反政策と農地流動化政策がある。川村報告、今村報告で述べられているように、農政の推進を「集落」に依存しようとする施策としては、(1) 水田利用再編成における減反政策。その集落における「合意形成機能」による達成。(2) 地域農政特別対策の流れとして、農用地利用増進事業から農用地利用増進法に基づく集落規模の「農用地利用改善団体」の形成促進。それによる集団的な土地の有効利用の促進。この(1)と(2)は水田転用における団地化転作の奨励という方向で統合がはかられてきている。島崎氏も「地域農政が登場してきた現実的な背景として、減反政策における『むら』（集団主義）がその威力を發揮したことへの評価があり、それが今日の農地流動化政策に対する『むら』の効用への強い期待となつて受け継がれている。」（「通信」一二三号一三頁）と述べている。

二、問題の展開 — “農政の論理”

「農政と村落」には以上のような現実的背景があるとしても、「農政と村落」について吟味されなければならない点として、少なくとも(1)戦後農政の機能・機構・性格をその展開の諸段階との関連での解明。(2)戦後の村落の性格規定 — 戦後自作農の性格規定と農民層分解との関連

(兼業化、混住化)。(3) 戦後日本經濟の全機構の一環としての「農政と村落」、とりわけ、現在の日本農業・農政の危機における「農政と村落」の結合の論理があげられよう。

戦後の「農政の論理」について第一回研究会で高橋氏は「一つは經濟政策の一環としての農政、二つは官僚支配、官僚統制としての農政、三つは政治手段としての農政」(「通信」一三二号)に別け、その三つの論理が重なり合って動いているとする。そして「それぞれの局面で、今日の農政・農業上の危機的状況が、國の農政をして集落に目を向けざるを得なくさせてきているのではないか。」(同上)と言う。しかし、さらには、この三つの論理が重なり合うとしたときの重なり合いのかたで問題は、この三つの論理が重なり合うとしたときの重なり合いのかたである。島崎氏は歴史科学の方法に立脚し、戦後の農林省官僚機構と「むら」との機構的連関の解明をすゝめる。すなわち、島崎氏は近代官僚機構と共同体的な「むら」は原理的に全く異なる二つの社会関係であると把握し、戦後日本ではその二つの社会関係が奇妙に結合・癒着した「タテ(官僚機構)とヨコ(村落共同体)との組成二重構造」として把える。そして、「その両者を結びつけるメカニズムの物質的基礎をなすものが國家の補助金と戦後の零細地片の私的所有にはかならない。」農地改革後形成された「支配の「官僚」「零細農体制」」、それは国家の補助金を物質的基礎とし、共同体的な「無償労働」のうえに寄生するものであり、島崎氏にあっては官僚機構の存在基礎として「不払労働」はつねに主要な論点なのである。すなわち農地改革後の零細土地所有の上に存立する農民を官僚機構が再生産し、それによって、官僚機構がまた再生産される相互規定的なメカニズムとして戦後農政と村落の再生産の構造的

連関を島崎氏は把握しているのである。

ここで提示された島崎氏の分析視角、理解をどのように受けとめるかは、共通課題の主要な論点をなすものと考えられる。零細農が零細農として再生产されるメカニズムは戦後日本資本主義と全機構的に連関するものであるが、その連関を島崎氏は低農産物価格・農業労働に対する低評価を基盤として官僚機構が維持され、また補助金が零細農を維持するという「組成二重構造」という認識をとるのである。したがって、農民層分解の進展、また構造政策、「零細農」制打破はそれを存続の足場にしてきた農林官僚の自己否定につながりかねない矛盾を含むことになるのである。この把握においても、戦後自作農の性格規定と農民層分解の展開をどのようにとらえるかは、「農政と村落」の課題への接近の論理的、現実的な一つの出発点をなすものである。

三、「むら」の問題

「農政と村落」の共通課題において、現在農政の対象である「むら」とはどうのように理解されるか。今村氏は村落の「機能」を「①地域農業資源の維持管理機能、②小農の農業生産補定機能、③生活面での相互扶助機能」の三つに整理し、近年村落レベルでは②、③は後退しているが、①の機能が重要であると、機能の面から村落をとらえている。これに対し、島崎氏は「むら」は「零細地片の私的所有という一定の物質的基礎をもつて存在する」という。したがって零細地片の私的所有が存続する限り、「むら」も遺制に近い形で生き続けるのである。すなわち零細地片の私的所有の下では、零細所有は零細所有としては存在できず、共同せざるをえない社会関係を結ばざるを得ないのであり、その意味で村

落共同体的性格も存続することになり、今日でも、山や水の共同という形で端的にあらわれ、農民の再生産を保障する根拠となる。そこで島崎氏の報告の最後では「『むら』は限りなく形骸化しながらも生きつづけることになるだろう。そしてその『死滅』は農民の『所有』に対する自己変革以外にはない。『むら』はまだ『死滅』を認めるまでには至っていない。それは支配に有効につかう力が存在する。」という表現となるのである。

ところで今村氏はムラは「公平原理」をもつという。その公平原理と、先に今村氏があげた村落の三つの機能についての論理的説明はなされていないが、今村氏の問題関心はムラのもつ公平原理と構造政策の内包する能率原理がいかに調整されるのかという点にある。公平原理は現象的には一率減反にあらわれているものとみられるのが、現在の村落の構成員の性格（混住社会化、農業商品生産者と賃労働者への農民の分化）からなお公平原理が村落において貫ぬかれているか否かは問題のあるところであろう。その点とも関連するところであるが、村落の機能として「合意形成機能」が減反、農地流動化に関して農政から着目されているところである。しかし、「限りなく形骸化」している「むら」において、すなわち、村落共同体におけるように共同の無賃労働が個別農家の再生産上個別労働に優越するか、不可欠の再生産基盤となつていなければ、共同性を原理とする公平性と共同的意志の形成（合意）に似た現象がみられるとしても、それは村落共同体の原理と機能とは厳密に区別されなければならないのではないだろうか。論点は「合意形成機能」を論ずる場合でも、その本質との連関を明らかにすることであろう。す

なわち「合意形成」が個別農家の利益を目的に、政策的誘導に媒介されながら形成されるとするならば、それは村落共同体的な「合意形成」ではないことになろう。食糧管理制度をまもるために減反に合意する（ペナルティの並存）という合意形成、また集団転作奨励金による土地利用の変換に関する合意の形成が村落共同体的「むら」とどのような関連があるのかを明らかにすることは現代の「農政と村落」の主要な論点の所在を示すことになろうし、また、それは、再々述べたように、農民層分離の現代的性格の理解、展望に関わるものである。すなわち「形態的にたとえ『小農』であっても、その上層の生産力の構造、労働手段体系の在り方、経営における固定資本の比重の高さは、直接的な肉体労働と経験に依存する戦前の零細小農とは質的に異なるのであり、機械的労働済手段体系が労働対象である土地を再編・統轄する運動力になってきている。（拙稿「農村自治」村研年報第一七集）しかしそれは零細土地所有と水田であるという制約がある点が重要であり、その克服の展望が「農政と村落」の課題設定の位置づけであったのである。しかもその課題は水田的土地利用の輪作への組み替えによる「土地生产力」の維持・発展という農法的変革を視野に收めなければならない課題なのである。



**第四回運営委員会 合同委員会報告
第三回宿題委員会 報告**

去る七月十六日、運営委員会、宿題委員会合同委員会が開かれ、第三回大会の実施要領について審議されました。審議内容はつぎのとおりです。

(一) 課題報告について

- (1) 課題「農政と村落」については、二・三年計画で研究する。
- (2) 本年度大会では、いまなぜ「農政と村落」が問題なのか、現状の実態分析から問題の所在を明確化する。次年度以降、それをもとに歴史的、理論的研究を深化させる。
- (3) 報告はつぎの三報告とする。

高橋明善・柄沢行雄

「自治体・農協の政策と村落」

不破和彦 「地域農村と村落」

磯辺俊彦 「農政と村落」(特別報告)

なお、磯辺氏には特別報告として、最近の農政の動向と村落との関わりについて総括的な報告をお願いすることにした。

(二) 自由報告について

申し込みのあつた八報告の報告を承認した。

* 会員動向

住所等変更

矢谷 慎国

西宮市石在町一九一四四一五〇一
○七九八一三五一六九五六

不破 和彦

○二二二一七二一三九四七
TEL 662

荒樋 豊

農村生活総合研究センター
〒165 東京都杉並区高円寺北二一四〇一八
○三一三三六一六六七四

新入会員

長谷部 弘

東北大學經濟學部
〒982 仙台市遠見塚二一三六一二九

吉田 健次

○二二二一八五一一二九三
共立女子高校

川崎市幸区戸手本町一ー一六

○四四一五二二一一七五六
清和荘一F一號

15P
10L

2PL

(中田 実)

464

2PL

安城教育大学

465

2PL

熊本大學文學部

465

さきに、新会員名簿をお送りいたしましたが表記に誤りがありましたので、お詫びとともに訂正いたします。

正 → 誤